

任意継続健康保険料の納付方法について

保険料の納付方法には以下の方法があります。

毎月

毎月 10 日までに納付書にてお支払いいただく方法です。毎月納付書がご自宅に届きます。
(10 日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)

前納 6 か月・前納 12 か月

一定期間分を事前に一括でお支払いすることができます。
その場合、保険料額が割引になります。前納できる期間は以下のとおりです。

《6 か月前納》 4 月分から 9 月分まで、10 月分から 3 月分まで

《1 年前納》 4 月分から 3 月分まで

- ※ 前納期間の途中で加入期間の満了日を迎えられる方は、資格喪失予定年月日の前月までが前納期間です。
- ※ 納付期限は、前納開始月の前月末日です。(末日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)

お問い合わせ先



全国健康保険協会 東京支部

協会けんぽ

〒164-8540 東京都中野区中野 4-10-2 中野セントラルパークサウス 7 階

☎ : 03-6853-6111 (音声案内で 2 番→2 番を選択してください。)

切り取り線

前 6

任意継続健康保険 保険料納付方法変更申出書

保険料納付方法を 「前納 6 か月」※ に変更します。
(※直近の 4 月～9 月分、もしくは 10 月分～3 月分の前納)

氏 名 _____ 生年月日 昭和・平成 _____

保険証の記号 _____ 番号 _____ (保険証に記載されています)

<提出先> 納付書に記載の協会支部あてにご提出(郵送)ください。

(注意事項)

- 前納 6 か月は直近の 4 月もしくは 10 月分から開始となります。
- 納付期限は、4 月～9 月分が 3 月 31 日、10 月～3 月分が 9 月 30 日です。
(3 月 31 日、9 月 30 日が土・日曜日または祝日の場合は翌営業日が納付期限となります。)
- お申し込みの時期によっては直近の前納期間から前納を始められないことがありますのでご了承ください。この場合、次回の前納時期に前納納付書を送付いたします。それまでは毎月お送りする納付書により納付をお願いいたします。
- (口座振替を利用している方) こちら申出書のみで口座振替から前納に切り替えることはできません。
口座振替を辞退する場合は「保険料口座振替・自動払込辞退(取消)届」についてもご提出ください。